

議会だより



教育委員会が主催するチャレンジスポーツ「スキー・スノーボード教室」「幼児親子スキー教室」が1月7日、8日、13日、14日の4日間、函館七飯スノーパークで開催されました。

29人の参加者が楽しみながら学び、技術を上達させていました。

第104号の掲載内容

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ○第4回定例会の概要……………2P～3P | ○一般質問……………4P～6P |
| ○質問の追跡調査……………6P | ○委員会の活動……………7P～8P |
| ○議員全員協議会……………9P | ○行政視察受入等……………9P |
| ○会議の出席状況……………10P | ○議会の行事……………10P |

発行／鹿部町議会 編集／鹿部町議会運営委員会 委員長 三谷百十樹 副委員長 木元 光江
委員 川村 裕司 委員 浦 梅吉

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部 252-1
TEL 01372-7-5296 (直通) FAX 01372-7-3086

~令和7年第4回定例会~

令和7年第4回定例会は、12月11日に招集され、会期を12月12日までの2日間と決め、4人の議員が一般質問を行いました。

また、今期定例会は、承認1件、条例5件、補正予算5件の審議を行い、全て原案のとおり可決等をし、会期を1日残して閉会しました。

審議された議案等の主な内容は、次のとおりです。

承認

◆令和7年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

令和7年10月1日付で専決処分したもので、歳入歳出それぞれ1億3797万6千円を追加し、予算総額を43億4532万3千円としました。

内容は、ふるさとしかべ応援寄附金の歳入追加に伴う寄附者へのお礼品等、関連経費の追加です。



条例

◆鹿部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◆鹿部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、一般職の給料を平均3.3%引き上げ、期末手当の支給率を100分の2.5引き上げ、勤勉手当の支給率を同じく100分の2.5引き上げ、期末勤勉手当全体で100分の5引き上げる改正と一般職の勤勉手当改正に伴い、特別職の期末手当も同様に100分の5引き上げるものです。

◆鹿部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

P.M.H（自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム）の運用開始に向け、本町で実施している各医療費助成事業（重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等の医療費・こども医療費）を番号法第9条第2項による個人番号独自利用事務に追加する規定及び市町村間で個人番号を利用して、各

医療費助成事業における資格異動等の際に必要な情報を情報連携で取得できるよう、情報連携で利用する特定個人情報の範囲に関する規定を追加する所要の改正を行うものです。



◆鹿部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

保育園等に通っていない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保護者の就労条件を問わず、月一定時間まで時間単位で保育園等を利用できる新たな制度で、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により、令和8年度から乳児等通園支援事業実施に伴い、使用する施設の構造や規模、必要な部屋、面積、防火・消

化設備などの設備に関する基準、職種の配置や人員配置、利用者保護などの運営に関する基準について規定するものです。



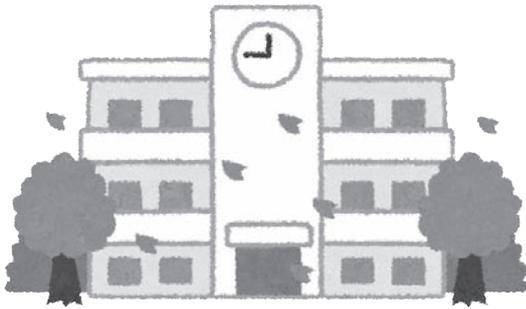
◆鹿部町立義務教育学校設置条例の制定について

令和9年度から小学校と中学校を統合し義務教育学校を開設することに伴う義務教育学校の法的根拠並びに名称及び位置を定めるものです。

このほか、現在の小中学校の設置について定めていた鹿部町立学校設置条例の廃止を附則に規定したものです。

また、本条例の制定に伴い、小中学校が義務教育学校に変更となることから、文言の整理などのため

「鹿部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」「鹿部町暴力団排除条例」「鹿部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」「鹿部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」「鹿部町子ども未来きらきプラン条例」「鹿部町子ども医療費の助成に関する条例」「鹿部町いじめ防止等に関する条例」以上7本の条例の一部改正を附則にて規定したものです。



補正予算

◆令和7年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ3億8709万2千円を追加し、予算総額を47億3241万5千円としました。
主な内容は、湯の沢団地建設工事に係る令和8年度分の事業前倒し、人事院勧告等による人件費を追加したものです。

◆令和7年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

歳入歳出それぞれ3199万3千円を追加し、予算総額を7億4643万2千円としました。

内容は、決算剰余金の確定に伴う繰越金の追加、令和8年度からスタートする子ども子育て拠出金の算定に必要なシステム改修委託の追加、各種交付金の確定に伴う返還金を追加したものです。

◆令和7年度鹿部町介護保険事業特別会計補正予算について

保険事業勘定分の歳入歳出それぞれ41万6千円を追加し、予算総額を5億737万7千円としました。
内容は、令和7年度税制改正に伴う介護保険システム改修委託料の追加、国費の過年度分地域支援事業交付金の実績額の変更に伴う精算額の増額による返還金を追加したものです。



◆令和7年度鹿部町後期高齢者医療特別会計補正予算について

歳入歳出それぞれ38万2千円を追加し、予算総額を8451万2千円としました。

内容は、令和8年度からスタートする子ども子育て

拠出金の算定に必要なシステム改修委託料の追加、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の額確定に伴う一般会計からの繰入金額の減額などです。

◆令和7年度鹿部町簡易水道事業会計補正予算について

収益的支出に106万6千円を追加し、収益的支出の総額を9823万7千円としました。

内容は、一般会計同様に人事院勧告に伴う給与改定による増及び退職手当組合負担金の特例に係る調整率変更に伴う負担金を追加したものです。





木元 光江 議員

鹿部町空家等対策
計画について

少子高齢化や過疎化の進行によって全国規模で空家問題が深刻化しており本町におきましても、空家等の件数は年々増加傾向にあり、その中でも適正に管理されていない空家等への対策や利活用の促進などを行うため、当該計画を策定していますが、空家等の対策の実績と今後の進捗について、お伺いいたします。

■質問と答弁の要約

Q. 1 空家等の対策の実績と今後の進捗について。

A. 1 本計画では、①空家等の適切な管理、②流通・利活用の促進、③特定空家化を未然に防止する管理の促進、④特定空家等への対応の4項目での取り組みを進めることとしています。

実績として、①適切な管理の促進では、所有者等に適切な管理を行っていただくため、ホームページでの周知・広報への掲載のほか、空家ガイドブックを作成し、適正に管理していただくよう啓発活動を推進しています。相談等の体制は、建設水道課に所有者等が相談できる窓口を設置し、関係団体と連携した体制を整備し、近隣への悪影響等が懸念される空家等については、建築物の調査を行い、国の事業を活用した除却を進めています。

②流通・利活用の促進については、鹿部町空家バンクの活用を促進し、ホームページや北海道空家情報バンクを通じて、住宅を探している方々へ空家情報を発信しています。

③特定空家化を未然に防止する管理の促進では、特定空家化させないため、令和5年6月の法の改正により、管理不全空家に対し、指導・勧告を行うなど、特定空家化を未然に防止する取り組みを進め、令和7年度までの指導・勧告件数は0件、注意喚起通知は6件実施しています。

④特定空家等への対応は、国が示すガイドラインや北海道などの特定空家等を判断するための基準等を参考として本町の認定基準を定めて進めています。

本計画は、防災・衛生・景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあり、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全などを守ることを目的とし、空家等の対策については、すべての項目で実施しています。

計画から5年目を迎え、最終年度となりますが、当初の課題解決に向けた取り組みは遂行したものの、空家件数の減少は2割弱に留まっており、計画した成果には至らなかったと評価しています。

空家等対策への必要性を再度、所有者等へ認識してもらうための取り組みを強化し計画の更新を進める予定としています。

動の徹底等について。

A. 3 予算はしっかりと確保していきます。

また、始まったばかりの制度ですので、多くの方に情報が届くような周知方法も協議していきたいと思っています。

Q. 4 特定空家等の除去、解体に対する支援の拡充と支援対象外の方への救済措置として何か考えは。

A. 4 今の状況を整理しながら、計画の見直しについて協議を進めます。

Q. 5 移住定住者に対して住む場所の確保などの横連携の取り組みについて。

A. 5 役場の窓口での相談や移住定住フェアでは、空家バンクや本町の物件を多く取り扱う不動産業者のホームページを見ながら対応しています。

Q. 3 空家等の利活用の促進に對する予算の確保と周知活



山田 和恵 議員

ゴミのポイ捨てについて

町内の道路沿いや空地、海岸などで、ゴミのポイ捨てが目立つとの声が、住民から寄せられています。

地域の景観を損なうだけでなく、野生動物への悪影響、海洋ゴミ問題など、環境面での深刻な課題にもつながります。

地域の魅力を守り、住民と来訪者が気持ち良く過ごせる町を維持するためにも、ポイ捨て対策は重要事項の課題と考えます。

そこで、行政と住民が共にきれいな町を守るという意識を共有できるように、実効性のある取り組みを進めていただきたいと思います。町長のご見解をお伺いいたします。

■質問と答弁の要約

Q. 1

町長の見解は。

A. 1

ゴミのポイ捨て防止については、自治体によっては、独自に条例を制定しているところもありますが、北海道では北海道の美しい景観を守るため北海道空き缶等散乱の防止に関する条例が2003年に制定され、道路や公園等の公共場所のほか、私有地へのポイ捨ても禁止し、違反した場合は2万円以下の過料が科せられる条例が施行されています。

町内において、道路や海岸等でのゴミの散乱が見受けられることから、清掃活動として、道路等は町内会や温泉観光協会、その他ボランティアのほか、幼稚園児や小中学校の児童生徒の方々の協力により、年数回、ゴミ拾い、クリーン作戦を実施しており、その際に、行政としてゴミ袋の

提供、収集後のゴミの回収等を行っている状況にあります。

また、海岸の清掃は令和5年度から年に1回、町内5か所で浜のクリーン作戦を実施し、町内会やボランティアの皆さんのご協力をいただき実施しています。

今後については、町民皆様の更なる環境美化に対する意識向上を目的とした取り組みを実施するため、社会教育等を通じ、町民皆様が主体的に議論できる場の創出ができればと考えています。

また、現在も実施している監視パトロールの強化など、他自治体での成功例等を参考にしながら、対策を考えていきたいと思えます。

地域の魅力を守り、住民と来訪者が気持ち良く過ごせる街の維持のため、行政と住民が共にきれいな街を守るという意識の重要性は、共有しているところですので、今後、その実効性のある取り組みを皆様と共に考えていきたい所存です。

Q. 2

ゴミ捨て禁止の看板を増

A. 2

看板の設置等は効果あるものと思っておりますので、

その有効性等を十分に吟味したいと思えます。



佐藤 巨 議員

防災備蓄品の管理等について

町では、鹿部町防災備蓄計画に基づき、3日分程度の食料品や生活必需品等を分散備蓄されているところですが、一部、津波浸水区域内に備蓄されている物資があります。

災害は、いつ発生するか分からないため、防災備蓄品の管理体制の再構築が急務と思われまますので、町長の見解をお伺いいたします。

■質問と答弁の要約

Q. 1

防災備蓄品の管理体制の再構築について。

A. 1

本町の防災備蓄品は、鹿部町防災備蓄計画に基づき

整備し、整備品目は主に食料品・生活必需品・防災用資機材の3種類となります。想定災害は、駒ヶ岳噴火を想定し、食料品の備蓄想定は第1次避難区域の本別地区住民を対象に、避難者1人に対し1日3食3日分を備蓄しています。

防災備蓄品は、町内9か所の指定避難所などの施設に分散備蓄しています。

分散備蓄は、避難開始の初期段階において避難者自らで避難所の準備などに協力していただき、その後の避難所運営につなげてもらうことを目的としています。

また、町内9か所の備蓄場所のうち5か所は津波浸

水区域内にある施設に生活必需品や防災用資機材を備蓄していますが、あくまでも駒ヶ岳噴火災害を想定した分散備蓄となります。

なお、災害発生後すぐ利用する食料品や生活必需品の一部は、社会福祉法人の未利用施設を借用し、津波浸水区域外で備蓄しています。

防災備蓄品の管理体制の再構築は、避難場所での必要となる備蓄品について、緊急時の輸送等を考慮し、なるべく避難場所の施設に備蓄するよう努めて参りましたが、今後は想定災害である駒ヶ岳噴火災害以外の災害にに応じた防災備蓄体制の検討を引き続き行います。

また、分散備蓄している町内5か所の指定避難所が津波浸水区域内にありますので、南渡島消防事務組合鹿部消防署の津波浸水区域外への建て替えと合わせて、同一敷地内に防災備蓄品を集中備蓄する倉庫を整備したいと考えていますが、災害はいつ発生するかわかりませんので、備蓄倉庫を整備するまでの間、災害協定に基づく物資の提供など流

通備蓄の活用を含めた防災備蓄品の管理体制について

再検討して参ります。



漁港利用者のマナーについて

近年、全国的に漁港内での一般利用者のマナー違反が問題視されており、他自治体では、やむを得なく漁港内での釣りの禁止や関係者以外の立入禁止などの対応が行われているところがあります。

わが町でも釣り人の迷惑駐車などが目立つことから、マナー違反によるトラブルの現状認識と、それらに対する具体的な防止策について、お伺いいたします。

■質問と答弁の要約

Q. 1

マナー違反の現状と、その具体的な防止策について。

A. 1

町内3漁港の管理主体について、北海道から町が管

理業務を権限移譲されていますが、町、漁組役員、漁港監視員及び衛生管理推進員で構成される鹿部町漁港管理委員会へ漁港の管理等を委任している状況です。

これを踏まえ、一般の漁港利用者によるマナー違反の現状について、過去、サケ釣り時期に漁港内での迷惑駐車があったことから、漁港管理委員会において啓発看板を設置した経緯があります。

看板設置以降は、漁港管理委員会、漁組及び漁業関係者等から迷惑駐車によるトラブル等があったとの報告はきていません。

また、大きなトラブルは起きていないものの、漁港内におけるゴミの放置も問

題となっており、漁港管理委員会においても以前から協議がされ、漁港内へ啓発看板を設置した経緯もありますが、現在も改善に至っていない状況であるため、引き続き漁港管理委員会において協議して参りたいと考えています。

なお、マナー違反に対する具体的な防止策について、啓発看板設置後、漁港管理委員会、漁組及び漁業関係者等からトラブルに関する報告はきていませんので、特に大きな問題は起きていないものと認識しています。

Q. 2

迷惑駐車等により漁業活動へ影響が生じているが。

A. 2

漁港管理委員会に苦情等がないものの、実際にそのような現場で感じているのであれば、漁港管理委員会とともに、足を運んで現状等を把握して参りたいと考えています。

また、白灯台までへの車両乗入による事故等への懸念、夜間での車両ライトが航行に支障をきたしていることなど、漁港管理委員会

において協議して参りたいと思います。

Q. 3

漁業者とのトラブルや事故などを防止するため、改めて各漁港に看板を設置、また、町公式ホームページなどへの掲載は。

A. 3

看板の設置等についても漁港管理委員会において協議していただきます。

質問の追跡調査

鹿部町議会では、議員の一般質問に対し、行政側が「検討したい」など即答をさける答弁をした場合、町長等は次の定例会で行政報告の最後に進捗状況や取組内容を報告する「一般質問の追跡調査制度」を実施しています。令和7年第3回定例会では、追跡調査対象事項がありませんでした。

総務経済常任委員会 所管事務調査

◇調査年月日

令和7年10月31日

◇調査事項

防災備蓄品の現況について

◇調査方法

担当課より関係資料に基づき説明を受け、現地視察及び調査を実施した。

◇調査の結果

○概要

鹿部町防災備蓄計画に基づき防災備蓄品を整備している。

想定災害は北海道駒ヶ岳噴火とし、主に、食料品、生活必需品、防災用資機材の3種類を整備している。

食料品の備蓄想定は、第1次避難区域の本別地区住民1500人を対象とし、避難者1人に対し1日3食3日分の食料品を備蓄し、主なものは、アルファ化米、インスタント麺、缶詰パン、水などである。

また、主な生活必需品として、毛布、畳、段ボールベッドなど、防災用資機材の主なものとして、蓄電池、石油ストーブ等を備蓄して

○保管状況

町内9か所（総合体育館、鹿部小学校、鹿部中学校、中央公民館、リハビリ体育館、大岩地域会館、旧青少年会館、リハビリあいの家、役場庁舎）で分散保管している。

分散保管について、避難開始の初期段階では避難者自らで避難所の準備などに協力をいたいただき、その後の避難所運営につなげてもらうことを目的としている。



防災備蓄品の保管状況

○防災備蓄品の管理

消費期限のある食料品などは役場庁舎に保管し、ローリングストック法を活用しながら管理をし、消費期限間近の食料品はフードバンク道南協議会や防災訓練参加者、1日防災学校等で提供している。

○防災備蓄品施設の課題

資材保管庫（旧青少年会館）が津波浸水区域にあるため、駒ヶ岳噴火災害以外の災害に応じた防災備蓄体制の再構築の検討が必要である。

○今後の対策及び方向性

令和6年12月から社会福祉法人所有の未利用施設ありの家を借用し、主に食料品や生活必需品を津波浸水区域外で収納台車により一時保管しているが、今後は鹿部消防署の津波浸水区域外への建て替えと合わせて、同一敷地内に防災備蓄品の保管倉庫を整備していきたいと考えている。

また、今後の災害対応の備えとして、防災備蓄品等を避難所に速やかに運搬するため、防災用貨物トラック（垂直ゲート装置付）1台を594万円で購入する

こととなっている。



防災用垂直ゲート装置付き貨物トラック

◇調査意見

町民の生命と財産を守るため、いつ起こるかかわからない災害の備えとして、本町で起こり得るすべての災害に対応できるよう、防災備蓄品はもちろんのこと、災害対応全般の体制整備についても再構築が迅速かつ的確に行われること、そして、災害の被害を最小限に抑えるためには「自助」「共助」「公助」の3つの助け合いの連携が不可欠であることから、この連携が強化される取り組みをさらに強く進めることを望むものである。

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇調査年月日

令和7年10月31日

◇調査事項

1 給食センターの視察について

2 一般廃棄物最終処分場について

◇調査方法

担当課より関係資料に基づき説明を受け、現地視察及び調査を実施した。

◇調査の結果 1

給食センターの視察について

○学校給食の始まりと目的
昭和29年に学校給食法が制定され、学校給食は単なる栄養補給ではなく、児童生徒の心身の健全な発達と食育の推進を目的とする教育の一環として、法的な基盤が確立された。

本町においては、昭和39年に保護者からの強い要望により、旧小学校校舎に併設する形で学校給食センターが設置された。その後、移転を決定し、現在ある給食センターを昭和53年に新築し、同年12月に移転し、現在に至る。

○施設の概要

現在の給食センター所在地は、鹿部町字宮浜239番地2である。

当該施設の構造は、鉄筋コンクリート造、延床面積は431.87㎡あり、昭和53年に総事業費1億1821万6千円で建設され、築47年が経過し、渡島管内の給食センターの中で最も古い施設となっている。

○施設の現状

建設から47年が経過し、全体的に老朽化が進み、蒸気ボイラーや浄化槽の故障が増えており、その都度修繕している。

現在の調理場は、ウェットシステムであるため、床に水や食品をこぼさずに調理や洗浄作業を行うドライ運用により対応している。

学校給食衛生管理マニュアルでは、給食センターを新築・改築する場合は細菌やカビ等が発生・繁殖しにくいドライシステムを導入するよう努めることとなっている。

○課題と今後の対策

近年、日本の夏は記録的な猛暑が常態化し、本町の学校給食センターの調理場

では、大型の加熱機器を多く使用するため、夏場には室温が40℃を超えるなど、調理員の熱中症や体調不良の危険性が高まっている。

また、管理面においても、高温多湿の環境は細菌が繁殖しやすく、食中毒のリスクを高める要因にもなり得ることから、衛生管理の徹底と安全な給食提供のためにも、室温を適切に保つ空調設備の整備が急務である。

◇調査意見

令和6年度から子育て世帯の経済的負担軽減を図るため給食費完全無償化事業を実施し、また、懸案であった調理員の人員不足の解消のため、調理員の派遣業務を民間委託するなど運営方法の改善が図られているが、建物については建設から47年を経過し、設備等の故障が増えている。

このことから、衛生管理はもろろんのこと、調理員の労働環境の改善のためにも、適切な施設整備を行い、

今後も引き続き、子どもたちの健康と健やかな成長のため、安定的に安全でおいしい給食の調理及び提供ができるよう運営されることを望む。

◇調査の結果2

一般廃棄物最終処分場の視察について

○施設の経緯

昭和47年に全国的なゴミによる公害問題から廃棄物処理法が制定された。

その後、共同命令も発令されたが、有害判定基準や処分基準、最終処分場の構造等については、示されることはなかったが、平成10年の共同命令の改正では、対策強化のため具体的な内容が示されたことにより、鹿部町一般廃棄物最終処分場の計画及び建設が進められ、埋立容量1万1400㎡の第一期埋立地は平成12年4月1日から供用開始となった。

埋立期間は当初10年間（平成21年度まで）を予定していたが、4年延命後、平成25年度で埋立を終了した。その後、埋立容量1万8

09㎡の第2期埋立地が建設され、平成26年4月1日から供用開始、現在に至る。

○施設の現状

1 第2期埋立地

埋立容量 1万896㎡
埋立予定期間
平成26年度から令和10年度まで

2 浸出水処理施設

設備の経年劣化、物価の高騰により修繕費が年々増加傾向にある。

3 浸出水調整池

第1期、第2期の2か所あり、第1期と第2期埋立地の浸出水が1期目に流入し、満水になると2期目に流入する仕組みである。

4 課題と今後の対策

現在使用中の第2期埋立地は、令和15年3月まで埋立可能となる見通しであり、その後については、次期処分場の建設が必要となることから、令和8年度において、残容量調査等を実施し、今後の建設計画を策定したいと考えている。

調整池は処理施設に送られるまでの浸出水流入を調整する役割であり、現在は問題なく稼働している。

◇調査意見

次期埋立地の建設にあたっては建設費も膨大だと思われることから、ゴミの分別の徹底等、資源化及び減量化の更なる推進を図り、現在使用している第2期埋立地が計画よりもさらに長く埋立できるよう、埋立ゴミの減量に向けた取り組みを強化するとともに、今後とも引き続き、適切な施設運営と、設備管理においても定期的な点検、計画的な補修等を行い、限られた財源の中、トータルコスト削減につながるよう維持管理の徹底を強く望むものである。



議員全員協議会

■令和7年第4回議員全員協議会

○開催年月日
令和7年10月31日

○議題

- 1 北海道との防災協定について
- 2 社会福祉法人渡島福祉会への運営支援について
- 3 旅費制度の見直しについて
- 4 鹿部町議会のデジタル化（タブレット導入）について
- 5 議案勉強会について

議案勉強会は本年6月の第2回定例会より実施している。

9月議会における議案勉強会では、町側からの説明資料と提案理由書の提出により、質問も特に多くはなく円滑に終了した。

12月議会以降は、これまでより議会審議に関する情報が多くなり、議会側へ届くようになることから、勉強会を開催せずとも支障ないものと判断し、当分の間、開催しないこととした。

■令和7年第5回議員全員協議会

○開催年月日
令和7年12月1日

○議題

- 1 鹿部町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- 2 義務教育学校開校に向けた準備について
- 3 集客拠点エリア整備の基本構想について
- 4 湯ノ沢団地整備事業年度の前倒しについて
- 5 特別職報酬等審議会答申について
- 6 その他

■令和7年第6回議員全員協議会

○開催年月日
令和7年12月26日

○議題

- 1 物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について
- 2 北海道日本ハムファイターズパートナーシッププログラムイベント事業について

※ 紙面の都合により令和7年第4回議員全員協議会「5 議案勉強会につ

いて」のみ、内容を掲載していただきますので、予めご了承ください。

行政視察受入

昨年11月5日、福島県喜多方市議会産業建設常任委員会による行政視察を受入しました。

当日は、地域活性化起業人制度を活用した食や観光を通じた地域の活性化について説明をしました。

また、質疑応答の際には、地域おこし協力隊、ふるさと納税など様々な質疑を賜りました。

議員行政視察

昨年11月19日に行政視察を行いました。

木古内町議会視察「議会のデジタル化（タブレット導入）」について、①タブレット導入目的、②タブレット導入効果、③タブレット導入経費、④タブレット導入後の問題点、課題、⑤

⑥その他（タブレット端末

貸与規程、データ通信回線）についての説明、タブレット端末の操作方法等を木古内町議会議員皆様のご厚意によりワンツーマンにより対応をしていただきました。



今後この行政視察の成果を発揮し、発展するまちづくりを目指して議会活動に努めます。



議会を傍聴（視聴）してみませんか

～次回定例会は3月上旬に開催予定～

傍聴の手続きは、傍聴席の入口設置の傍聴人受付票に、住所・氏名などを記入するだけです。役場1階多目的スペースに設置の大型テレビでも視聴することができます。

また、鹿部町議会では、町民に開かれた議会を実現するため、本会議の様子をオンライン動画共有サイト「YouTube」でライブ配信と録画配信を行っています。



令和7年10月から令和8年1月まで 本会議、各委員会等の出席状況

(○は出席、×は欠席(病欠含む)、△は遅刻・早退、―は該当なし)

会 議	三 谷 百 十 樹	盛 田 州 秀	山 田 和 恵	川 村 裕 司	千 葉 光 義	船 橋 敦 子	木 元 光 江	浦 梅 吉	佐 藤 亘
民生文教常任委員会所管事務調査(10/31)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務経済常任委員会所管事務調査(10/31)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4回議員全員協議会(10/31)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第5回議員全員協議会(12/1)	○	○	○	○	○	○	○	○	×
議会運営委員会(12/8)	○	―	―	○	―	○	○	○	―
第4回定例会(12/11)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務経済常任委員会(12/11)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
民生文教常任委員会(12/11)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第6回議員全員協議会(12/26)	○	○	○	○	○	○	○	○	×
議会運営委員会(1/21)	○	―	―	○	―	○	○	○	―

議会の行事

11月

- 3日 衆議院議員向山じゅん2025秋セミナー
(議長)
- 5日 福島県喜多方市議会産業建設常任委員会
行政視察受入 (議長)
- 12日 町村議会議長全国大会 (議長)
- 13～14日 渡島町村議会議長会行政視察
(議長)
- 16日 鈴木直道と共に歩む北海道ミーティング
2025 (議長)
- 19日 議会運営委員会行政視察
(全委員及び委員外議員)
- 21日 令和7年度第1回鹿部町表彰審議会
(関係議員)
- 27日 令和7年第3回南渡島消防事務組合議会
定例会 (関係議員)

- 8日 議会運営委員会 (全委員及び議長)
- 11日 令和7年度鹿部町町政功労者表彰式
(全議員)
- 第4回定例会 (全議員)
- 民生文教常任委員会 (全委員及び議長)
- 総務経済常任委員会 (全委員及び議長)
- 18日 渡島福祉会第3回理事会 (議長)
- 26日 第6回議員全員協議会 (全議員)

1月

- 2日 鹿部消防出初式 (全議員)
- 7日 七飯消防出初式 (関係議員)
- 8日 北斗消防出初式 (関係議員)
- 21日 議会運営委員会 (全委員及び議長)
- 22日 渡島町村議会議長会定期総会 (議長)
- 23日 第1回臨時会 (全議員)
- 26日 町内会長交流会 (議長)

12月

- 1日 第5回議員全員協議会 (全議員)